

平成 30 年度えびの市イチゴ団地研修生募集要領（抜粋）



1. 事業目的 えびの市イチゴ団地の有する施設を活用し、新規就農希望者に先進的な技術の修得と地域の営農振興に貢献する事を目的とする。
2. 研修施設 宮崎県えびの市内でのイチゴ栽培（高設）
・・・1,815 m²×3 棟、924 m²×1 棟（育苗ハウス 315 m²×7 棟）
3. 募集内容
 - 1) 募集条件 農業に対する強い意欲がある方で原則 55 歳未満
 - 2) 募集期間 平成 29 年 8 月～平成 30 年 2 月
 - 3) 募集人員 2 名程度（決定時期：平成 30 年 3 月）
 - 4) 研修期間 平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月（1 年の延長可）
 - 5) 就農時期 平成 31 年 6 月
5. 募集方法
 - 1) J A・行政の広報、ホームページを活用した募集
 - 2) 農業高校及び農業大学への訪問や就農相談会等による募集
6. 受入条件
 - 1) 自己資金 200 万円以上保有し、且つ身元保証人の確保できる方（残高証明書により確認） 新卒者及び新卒者に準ずる方については、親権者又は身元保証人による残高証明書でも可とします。
 - 2) 心身共に健康である方（健康診断書により確認）
 - 3) 研修後にえびの市に定住し就農できる方
 - 4) 当方で計画している 1 週間程度の体験研修のできる方
 - 5) 下記各項のいずれかに該当する場合は、応募ができません
ア、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（H3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
イ、暴力団（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）
ウ、暴力団員で無くなった日から 5 年を経過しない者
エ、暴力団若しくは暴力団員と親密な関係を有する者
7. 就農者への給付金 農業次世代人材投資資金（準備型、経営開始型）を活用予定。
準備型：150 万／年（最長 2 年） 経営開始型：150 万／年（最長 5 年）
※上記の資金要件に満たない方は、J A えびの市新規就農者確保・育成・支援事業を活用する。（毎月 6 万円・最長 1 年間）
8. 就農前支援
 - 1) えびの市内の優良農家等にて実務研修の実施
 - 2) 就農に必要な各種研修会・説明会への参加と資格取得の支援
 - 3) J A のいちご部会等への行事参加
 - 4) 就農準備に伴う支援（営農計画書作成等）
 - 5) J A、行政と連携した住居の斡旋等の生活支援
9. 就農後支援
 - 1) 育成指導農家として位置づけ（関係機関と連携した指導）
 - 2) 各種補助事業や資金の情報提供、活用に関する指導
 - 3) 地域にとけこむ為の支援（各部会、J A 青年部、地域活動等）
 - 4) 経営安定に必要な支援（J A、行政への依頼）



※この事業は、J A えびの市新規就農者確保・育成・支援事業と連携を図り実施する。